

保養所「シーサイドいづたが」及び「ホテル日航立川 東京」（共済会館）に係る
招待券及び利用券の有効期限の延長について（令和3年3月25日更新）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から各施設の利用が制限される状況が続き、有効期限までに使用することが困難であるため、下記のとおり有効期限を延長いたします。

◆延長期間

・令和2年4月1日～令和4年3月30日の間に有効期限を迎える下表の招待券及び利用券については、その有効期限をすべて令和4年3月31日までとし、令和4年3月31日以降に有効期限を迎えるものについては、券に記載されている有効期限のとおりとします。

有効期限	延長後の有効期限
令和2年4月1日～ 令和4年3月30日	令和4年3月31日
令和4年3月31日～	延長なし (記載されている有効期限のとおり)

お問合せ
施設課 施設担当 042-528-2195

◆対象となる招待券及び利用券

<p>(1) 施設招待券</p>  <p>見本</p>	<p>(2) 宿泊招待券</p>  <p>見本</p>
<p>(3) 施設共通利用券</p>  <p>見本</p>	<p>(4) シーサイドいづたが館内利用券</p>  <p>見本</p>
<p>(5) 「ホテル日航立川 東京」（共済会館）利用券</p>  <p>見本</p>	<p>(6) 「ホテル日航立川 東京」館内利用券</p>  <p>見本</p>
<p>(7) 「ホテル日航立川 東京」開業5周年記念宴会利用券</p> <p>※当組合発行のもの（ピンク色）に限る</p>  <p>見本</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>水色のものはホテル発行のため延長対象外</p>  </div>	